

短期給付に係る標準処理期間

平成18年12月28日制定
令和 7年 5月 7日改正

1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員の資格取得 任意継続組合員の資格取得 任意継続組合員の資格喪失	20日
資格喪失証明書の発行	15日
組合員の氏名変更 組合員の住所変更	20日

2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定 被扶養者の取消	30日
被扶養者の氏名変更 被扶養者の住所変更	20日

3 短期給付の支給に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費・家族療養費の支給 訪問看護療養費・家族訪問看護療養費の支給 高額療養費の支給 移送費・家族移送費の支給 入院時食事療養費の支給 入院時生活療養費の支給 出産費・家族出産費の支給 埋葬料・家族埋葬料の支給 傷病手当金の支給 出産手当金の支給 休業手当金の支給 育児休業手当金等の支給 介護休業手当金の支給 弔慰金・家族弔慰金の支給 災害見舞金の支給	70日	決定月の29日
療養費・家族療養費の支給(海外療養費)	100日	

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
資格情報のお知らせ及び資格確認書の交付 特定疾病療養受療証の交付 限度額適用認定証の交付 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付 高齢受給者証の交付 上記証の亡失等による再交付	20日
レセプトの開示請求 前納された任意継続掛金の還付	60日

(注) 1 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は7日とする。(送付日数含む。)
2 標準処理期間には、書類の不備等に要する期間は含まないものとする。